

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第9号

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年墨田区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「から第7項まで」及び「（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）」を削る。

第5条（見出しを含む。）中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、令和3年4月1日以後に任期を定めて採用される職員について適用し、同日前に任期を定めて採用された職員については、なお従前の例による。